

メンターの要件：

1. 生命科学または医学分野の学位を有すること
2. 医薬品開発領域で8年以上の経験を有し、医薬品開発科学や製薬医学に関連する知識を実践できること
3. メンターとしての承認に先立って SMD の実務委員会(\*)が提供するメンター用導入トレーニングを受け、必要に応じて継続的にトレーニングを受講する意思があること
4. 状況が許す限り、SMD の認定取得までの全期間を通じてメンターとして担当する意思があること、及び SMD の国内評価委員会(\*\*)の管理監督のもとで実務委員会(\*)が実施する年次レビューに参加する意思があること
5. 医薬品開発科学や製薬医学に関連した継続研修を積極的に受講する意思があること

(注：\*、\*\*は JAPhMed、ACRP-JAPAN、EFPIA-JAPAN の3組織が共同で構成する SMD プログラム実施のための委員会)